



三重県公報

令和6年10月8日 (火)

第 556 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
57	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	2
告 示			
681	介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定辞退の届出	(長 寿 介 護 課)	7
682	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	7
選 管 告 示			
38	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	7
39	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	9
40	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出及び指定の取消しの届出	(同)	9
41	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	10
42	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	10
43	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨、同号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨の報告	(同)	10
44	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	11
公 告			
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 収 確 保 課)	13
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	13
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	14
	労働組合法施行令の規定により労働者委員の候補者の推薦を求める旨	(障がい者雇用・就労促進課)	14
	土地区画整理組合の定款の変更認可	(都 市 政 策 課)	17
	県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	17

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和六年十月八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十七号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則
生活保護法施行細則（平成十八年三重県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(進学・就職準備給付金支給申請) 第二十二條 施行規則第十八條の九第一項に規定する進学・就職準備給付金の支給の申請に係る書面は、進学・就職準備給付金支給申請書（第四十五号様式）によるものとする。 (進学・就職準備給付金決定調書) 第二十三條 法第五十五條の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときは、被保護者につき、進学・就職準備給付金決定調書（第四十六号様式）を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。 (進学・就職準備給付金決定通知書) 第二十四條 法第五十五條の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給の決定を通知するときは、進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書（第四十七号様式）によるものとする。	(進学準備給付金支給申請) 第二十二條 施行規則第十八條の九第一項に規定する進学準備給付金の支給の申請に係る書面は、進学準備給付金支給申請書（第四十五号様式）によるものとする。 (進学準備給付金決定調書) 第二十三條 法第五十五條の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときは、被保護者につき、進学準備給付金決定調書（第四十六号様式）を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。 (進学準備給付金決定通知書) 第二十四條 法第五十五條の五第一項の規定による進学準備給付金の支給の決定を通知するときは、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（第四十七号様式）によるものとする。

第四十五号様式から第四十七号様式までを次のように改める。

第45号様式（第22条関係）

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

福祉事務所長 宛て

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
☐ 進学・就職前の住宅と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 関係書類
 - (1) 進学の場合
 - ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除きます。）

記 号

--	--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載してください。）

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

(規格A4)

第46号様式（第23条関係）

進学・就職準備給付金決定調書				
ケース番号		対象者氏名		
		世帯主氏名		
決 裁 欄			起案	年 月 日
			担当員	
進学・就職準備給付金決定伺 調書のとおり決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知いたしたい。				
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 欄				
支給額 円 （進学先又は就職先） （進学後又は就職後の居住先）				
決 定 理 由				
支 給 日 及 び 支 給 方 法				

（規格A4）

第47号様式（第24条関係）

第 年 月 日 号

様

福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給の可否

2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法

3 決定した理由

（備考）

（1）この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（2）上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（3）進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

（規格A4）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の生活保護法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、相当の間、所定の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 681 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 91 条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設から指定辞退の届出がありました。

令和 6 年 10 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退 年月日	サービスの 種類
2470600178	特別養護老人ホーム芹の里	三重県津市久居井戸山町707番地の3	社会福祉法人素問会	令和 6 年 9 月 30 日	介護老人 福祉施設

三重県告示第 682 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表に次のように加える。

25	農福連携プラス推進モデル事業費補助金	農福連携に取り組む障害者就労施設等に対する一体的な支援を行うとともに、普段の農福連携を超えた取組を推進する。	1 コーディネーターの伴走によるマッチングや立ち上げ等の一体的な支援に要する経費 2 障害者就労施設等が事業に必要な機械・機器の導入に要する経費 3 障害者就労施設等が事業に必要な専門家派遣に要する経費	定額	障害者就労施設等
----	--------------------	--	---	----	----------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金等から適用する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 38 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

1 政治団体の設立

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

イ 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第 1 号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第 2 号）	届出年月日	備考
坂上人後援会	坂上直人	森河味枝	伊賀市上野丸之内 57-14	衆議院議員	坂上直人 衆議院議員	令和 6 年 8 月 28 日	

ロ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊賀を本気で変える会	坂上直人	森河味枝	伊賀市上野丸之内 57-14	令和 6 年 8 月 28 日	
伊賀を本気で変える会	濱瀬達雄	濱瀬由希	伊賀市上野池町 1241-14	令和 6 年 8 月 30 日	
大石りょうこ未来を紡ぐ会	大石亮子	大石亮子	伊賀市玉滝 3495-1	令和 6 年 8 月 5 日	
小平会	小平 誉	小平千賀	鈴鹿市矢橋 3-13-10	令和 6 年 3 月 13 日	
寺村京子後援会	福留京子	寺村喜美子	伊賀市上野紺屋町 3162	令和 6 年 8 月 6 日	
どんどんとおる	田中 徹	田中 徹	四日市市三滝台 4-1-21	令和 6 年 8 月 23 日	
中村文子後援会	坂井保幸	中野麻知子	尾鷲市泉町 1-24	令和 6 年 7 月 18 日	
はざま透後援会	堀 義和	谷 尚典	三重郡菰野町大羽根園柴垣町 9-6	令和 6 年 9 月 3 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党朝日町支部	清 将人	主たる事務所の所在地	三重郡朝日町向陽台 2-7-9	三重郡朝日町埋縄 974	令和 6 年 8 月 1 日	政党
自由民主党名張市支部	中 森博文	代表者主たる事務所の所在地	清 将人 名張市桔梗が丘 3 番町 1-40	水谷和好 名張市桔梗が丘 5 番町 1-26	令和 6 年 8 月 17 日	政党
立憲民主党三重県第 2 総支部	下 野幸助	会計責任者	菊山賢二	廣瀬輝雄	令和 6 年 8 月 30 日	政党
岡本栄と伊賀市を作る会	岡 本 栄	会計責任者	大谷友秀	宮沢周子	令和 6 年 8 月 27 日	
元坂明後援会	津 田 正文	代表者	木下 悟	山中俊明	令和 6 年 8 月 5 日	

鈴鹿亀山薬剤師連盟	若 生 美 樹	代表者	若 生 美 樹	上 荷 裕 広	令和 6 年
		会計責任者	鈴木 雅博	玉 村 眞 治	6 月 20 日
全国旅館政治連盟 三重県支部	木 村 圭仁朗	主たる 事務所 の所在 地	津市栄町 3-222	津市西丸之内 1-1	令和 6 年 4 月 2 日
		会計責任者	服 部 眞 弓	長 尾 眞 弓	令和 5 年 4 月 19 日
			古路石 富 也	服 部 眞 弓	令和 6 年 4 月 2 日
藤本なおこと未来 をつくる会	藤 本 直 子	代表者	藤 本 直 子	長 坂 洋 志	令和 6 年 4 月 1 日
三重県水産政策会 議	濱 口 慶 太	代表者	濱 口 慶 太	清 水 三千春	令和 6 年
		会計責任者	植 地 基 方	服 部 弘	8 月 22 日
森口あゆみ後援会	松 本 祐 樹	主たる 事務所 の所在 地	伊賀市上野忍町 2582-1	鈴鹿市東旭が丘 6-6-7	令和 6 年 8 月 11 日
四日市医師連盟	山 中 賢 治	会計責任者	寺 本 誉 男	渡 邊 眞 也	令和 6 年 6 月 25 日

三重県選挙管理委員会告示第 39 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 10 月 8 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	中 西 正 洋 備考
岡山幹治後援会	藤 本 賢	令和 5 年 12 月 21 日	
奥村敦後援会	松 田 光 夫	令和 6 年 7 月 31 日	
門脇助雄後援会	門 脇 訓 雄	令和 6 年 8 月 23 日	
しまださおり後援会	嶋 田 早 織	令和 5 年 6 月 30 日	
三林こうき後援会	三 林 幸 樹	令和 6 年 3 月 21 日	
四日市の田中とおる後援会	田 中 徹	令和 6 年 8 月 23 日	
渡辺清司後援会	渡 辺 清 司	令和 6 年 8 月 23 日	

三重県選挙管理委員会告示第 40 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋				
1 資金管理団体の指定				
資金管理団体の届 出をした者（代表 者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大 石 亮 子	市議会議員	大石りょうこ未来を 紡ぐ会	伊賀市玉滝 3495-1	令和 6 年 8 月 5 日
坂 上 直 人	衆議院議員	坂上直人後援会	伊賀市上野丸之内 57-14	令和 6 年

2 月 29 日

2 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届 資金管理団体の名称 取消年月日
 出をした者の氏名
 三 林 幸 樹 三林こうき後援会 令和 6 年 3 月 21 日

三重県選挙管理委員会告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 6 年三重県選挙管理委員会告示第 27 号は、廃止します。

令和 6 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

50 分の 1 の数 28,927

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 280,789

三重県選挙管理委員会告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 6 年三重県選挙管理委員会告示第 28 号は、廃止します。

令和 6 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	74,019
四 日 市 市	84,076
伊 勢 市 ・ 鳥 羽 市	38,764
松 阪 市	43,226
桑 名 市 ・ 桑 名 郡	39,195
鈴 鹿 市	52,698
名 張 市	21,089
東 紀 州	18,348
亀 山 市	13,055
いなべ市 ・ 員 弁 郡	18,972
志 摩 市	13,204
伊 賀 市	22,999
三 重 郡	18,076
多 気 郡	12,549
度 会 郡	11,838

三重県選挙管理委員会告示第 43 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設を指定した旨、同号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 6 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 指定

選挙管理委員会名 施 設 名 所 在 地 指定年月日

伊賀市選挙管理委員会	上野東部地区市民センター	伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	上野西部地区市民センター	伊賀市上野福居町 3330 番地 1	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	上野南部地区市民センター	伊賀市上野桑町 1412 番地	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	小田地区市民センター	伊賀市小田町 686 番地 3	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	久米地区市民センター	伊賀市久米町 553 番地 1	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	花之木地区市民センター	伊賀市大内 791 番地 1	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	長田地区市民センター	伊賀市長田 2316 番地 2	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	新居地区市民センター	伊賀市西高倉 4644 番地 2	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	三田地区市民センター	伊賀市三田 986 番地 1	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	諏訪地区市民センター	伊賀市諏訪 2438 番地 3	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	府中地区市民センター	伊賀市西条 115 番地 2	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	中瀬地区市民センター	伊賀市高畑 753 番地 12	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	友生地区市民センター	伊賀市上友生 771 番地 2	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	猪田地区市民センター	伊賀市猪田 1359 番地 3	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	依那古地区市民センター	伊賀市沖 3271 番地	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	比自岐地区市民センター	伊賀市比自岐 529 番地	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	神戸地区市民センター	伊賀市上神戸 220 番地 3	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	古山地区市民センター	伊賀市蔵縄手 370 番地 2	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	花垣地区市民センター	伊賀市予野 9669 番地 2	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	ゆめが丘地区市民センター	伊賀市ゆめが丘六丁目 6 番地	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	きじが台地区市民センター	伊賀市上神戸 4560 番地 95	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	阿保地区市民センター	伊賀市阿保 151 番地 1	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	上津地区市民センター	伊賀市北山 1345 番地 1	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	博要地区市民センター	伊賀市種生 1329 番地 1	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	高尾地区市民センター	伊賀市高尾 2450 番地 1	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	矢持地区市民センター	伊賀市腰山 354 番地	令和 6 年 9 月 2 日
伊賀市選挙管理委員会	桐ヶ丘地区市民センター	伊賀市桐ヶ丘三丁目 333 番地	令和 6 年 9 月 2 日
2 取消			
選挙管理委員会名	施 設 名	所 在 地	取消年月日
伊勢市選挙管理委員会	伊勢市福祉健康センター	伊勢市八日市場町 13 番 1 号	令和 6 年 9 月 12 日
伊賀市選挙管理委員会	第 1 生活館	伊賀市八幡町 125 番地 3	令和 6 年 9 月 2 日
3 変更			
選挙管理委員会名	施 設 名	所 在 地	変更年月日
伊賀市選挙管理委員会	西柘植地区市民センター	(変更前) 伊賀市下柘植 725 番地 (変更後) 伊賀市下柘植 6243 番地	令和 6 年 9 月 2 日

三重県選挙管理委員会告示第 44 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)	市町村名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)

			<u>伊勢市</u>	<u>伊勢市福祉健康センター</u>	<u>伊勢市八日市場町 13 番 1 号</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊野市	南有馬集会所	<u>熊野市有馬町 4622 番地 5</u>	熊野市	南有馬集会所	<u>熊野市有馬町 4621 番地の 5</u>
熊野市	大井生活改善センター	<u>熊野市育生町大井 240 番地</u>	熊野市	大井生活改善センター	<u>熊野市育生町大井 242 番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊野市	寺谷集会所	<u>熊野市五郷町寺谷 737 番地</u>	熊野市	寺谷集会所	<u>熊野市五郷町寺谷 739 番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			<u>伊賀市</u>	<u>第 1 生活館</u>	<u>伊賀市八幡町 125 番地 3</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊賀市	西柘植地区市民センター	<u>伊賀市下柘植 6243 番地</u>	伊賀市	西柘植地区市民センター	<u>伊賀市下柘植 725 番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊賀市	阿保西部集会施設	伊賀市阿保 650 番地 2	伊賀市	阿保西部集会施設	伊賀市阿保 650 番地 2
<u>伊賀市</u>	<u>上野東部地区市民センター</u>	<u>伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>上野西部地区市民センター</u>	<u>伊賀市上野福居町 3330 番地 1</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>上野南部地区市民センター</u>	<u>伊賀市上野桑町 1412 番地</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>小田地区市民センター</u>	<u>伊賀市小田町 686 番地 3</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>久米地区市民センター</u>	<u>伊賀市久米町 553 番地 1</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>花之木地区市民センター</u>	<u>伊賀市大内 791 番地 1</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>長田地区市民センター</u>	<u>伊賀市長田 2316 番地 2</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>新居地区市民センター</u>	<u>伊賀市西高倉 4644 番地 2</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>三田地区市民センター</u>	<u>伊賀市三田 986 番地 1</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>諏訪地区市民センター</u>	<u>伊賀市諏訪 2438 番地 3</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>府中地区市民センター</u>	<u>伊賀市西条 115 番地 2</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>中瀬地区市民センター</u>	<u>伊賀市高畑 753 番地 12</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>友生地区市民センター</u>	<u>伊賀市上友生 771 番地 2</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>猪田地区市民センター</u>	<u>伊賀市猪田 1359 番地 3</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>依那古地区市民センター</u>	<u>伊賀市沖 3271 番地</u>			
<u>伊賀市</u>	<u>比自岐地区市民</u>	<u>伊賀市比自岐 529</u>			

	<u>センター</u>	<u>番地</u>			
伊賀市	神戸地区市民セ	伊賀市上神戸 220			
	<u>ンター</u>	<u>番地 3</u>			
伊賀市	古山地区市民セ	伊賀市蔵縄手 370			
	<u>ンター</u>	<u>番地 2</u>			
伊賀市	花垣地区市民セ	伊賀市予野 9669 番			
	<u>ンター</u>	<u>地 2</u>			
伊賀市	ゆめが丘地区市	伊賀市ゆめが丘六			
	<u>民センター</u>	<u>丁目 6 番地</u>			
伊賀市	きじが台地区市	伊賀市上神戸 4560			
	<u>民センター</u>	<u>番地 95</u>			
伊賀市	阿保地区市民セ	伊賀市阿保 151 番			
	<u>ンター</u>	<u>地 1</u>			
伊賀市	上津地区市民セ	伊賀市北山 1345 番			
	<u>ンター</u>	<u>地 1</u>			
伊賀市	博要地区市民セ	伊賀市種生 1329 番			
	<u>ンター</u>	<u>地 1</u>			
伊賀市	高尾地区市民セ	伊賀市高尾 2450 番			
	<u>ンター</u>	<u>地 1</u>			
伊賀市	矢持地区市民セ	伊賀市腰山 354 番			
	<u>ンター</u>	<u>地</u>			
伊賀市	桐ヶ丘地区市民	伊賀市桐ヶ丘三丁			
	<u>センター</u>	<u>目 333 番地</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和 6 年 10 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 氏名又は名称
小貞石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
三重県松阪市魚町 1769
- 3 指定の取消しの年月日
令和 6 年 9 月 14 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 10 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

員弁川用水第三土地改良区（桑名市大字桑部 709 番地）
退任理事
桑名市江場 268 番地
〃 福島新町 80 番地

大須賀 実
水 谷 忠 幸

桑名市東方 1388 番

〃 桑部 708 番地

〃 能部 1108 番地

〃 額田 56 番地 2

〃 西別所 511 番地

〃 稗田 374 番地

〃 坂井 527 番地

〃 芳ヶ崎 742 番地

〃 五反田 1187 番地

〃 森忠 704 番地

〃 星川 1389 番地

伊 藤 宗 春

松 岡 昇

水 谷 米 八

堀 高 治

水 谷 隆 文

伊 藤 正 利

渡 邊 春 男

水 谷 幹 生

水 越 一 雄

山 上 裕 司

伊 藤 清 作

退任監事

桑名市桑部 483 番地 2

〃 増田 225 番地

〃 小貝須 849 番地

服 部 亨

中 村 浩 彦

山 本 勝

就任理事

桑名市額田 277 番地 18

〃 稗田 826 番地

〃 西別所 517 番地

〃 能部 1095 番地

〃 桑部 708 番地

〃 西金井 350 番地 1

〃 坂井 491 番地

〃 桑部 636 番地 1

堀 武 彦

水 谷 仁

松 岡 高 貴

加 藤 大 貴

松 岡 昇

松 岡 寛 文

郡 三千男

竹 尾 照 美

就任監事

桑名市増田 472 番地

〃 桑部 483 番地 2

〃 小貝須 849 番地

中 村 学

服 部 亨

山 本 勝

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、片野土地改良区（多気郡多気町片野 1250 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 10 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県労働委員会委員のうち、労働者委員に 1 名の欠員が生じるので、補充委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めます。

令和 6 年 10 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 推薦資格

三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

令和 6 年 10 月 8 日（火）から同月 24 日（木）まで

4 推薦手続

候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課へ提出してください。

- (1) 別記様式の推薦書
- (2) 被推薦者の履歴書
- (3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、令和6年10月15日（火）正午までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

5 その他

詳細については、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課（津市広明町13番地 電話 059-224-2461）までお問い合わせください。

別記様式

三 重 県 労 働 委 員 会 委 員 推 薦 書

三 重 県 知 事 宛て

年 月 日

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、三重県労働委員会の労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	労働組合名	地 位	備 考

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、鈴鹿 P A スマート I C 周辺土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

令和 6 年 10 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
鈴鹿 P A スマート I C 周辺土地区画整理組合
鈴鹿市山本町 1587 番地の 5
- 2 事業施行期間
令和 2 年 1 月 24 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
鈴鹿市山本町字折子、字北今辻、字ダズ林野、字茱萸木沢及び字新林の各一部並びに大久保町字折子及び字地蔵久保の各一部
- 4 設立認可の年月日
令和 2 年 1 月 24 日
- 5 変更認可の年月日
令和 6 年 10 月 8 日

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 6 年 10 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 受付期間
令和 6 年 10 月 1 日（火）から同月 31 日（木）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 6 年 12 月 4 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。
北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
- 3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数（優先戸数）
北勢 ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
		川成（一般・単身可）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2（1）
		あこず（高齢者・単身可）	2
		あこず（一般・単身可）	2（1）
		笹川（高齢者・単身可）	2
		笹川（一般・単身可）	3（1）
		笹川第二（一般・単身可）	2（1）
		河原田（高齢者・単身可）	1
		河原田（一般・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4（2）
		桜島（身障者）	1

		桜島（高齢者・単身可）	2
		桜島（一般・単身可）	2（1）
	亀山	鹿島（一般）	1
中勢伊賀 ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1
		千里（一般・単身可）	1
		サンシャイン千里（一般）	2（1）
		白塚（高齢者・単身可）	1
		一身田（高齢者・単身可）	3
		一身田（一般・単身可）	1
		神戸（一般・単身可）	2（1）
		結城（一般・単身可）	1
		新町（一般・単身可）	1
	伊賀	服部（高齢者・単身可）	1
		服部（一般・単身可）	4（2）
		カーサ上野（一般）	2（1）
	松阪	五反田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		上川第二（一般・単身可）	1
		エスペラント末広（一般）	1
	伊勢	西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	井土（身障者）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者
- (2) 同居者がいる場合は、親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。）であること。
- (3) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
- (5) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。
- (6) 地方税を滞納していないこと。
- (7) 緊急連絡人を確保すること。

(8) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
